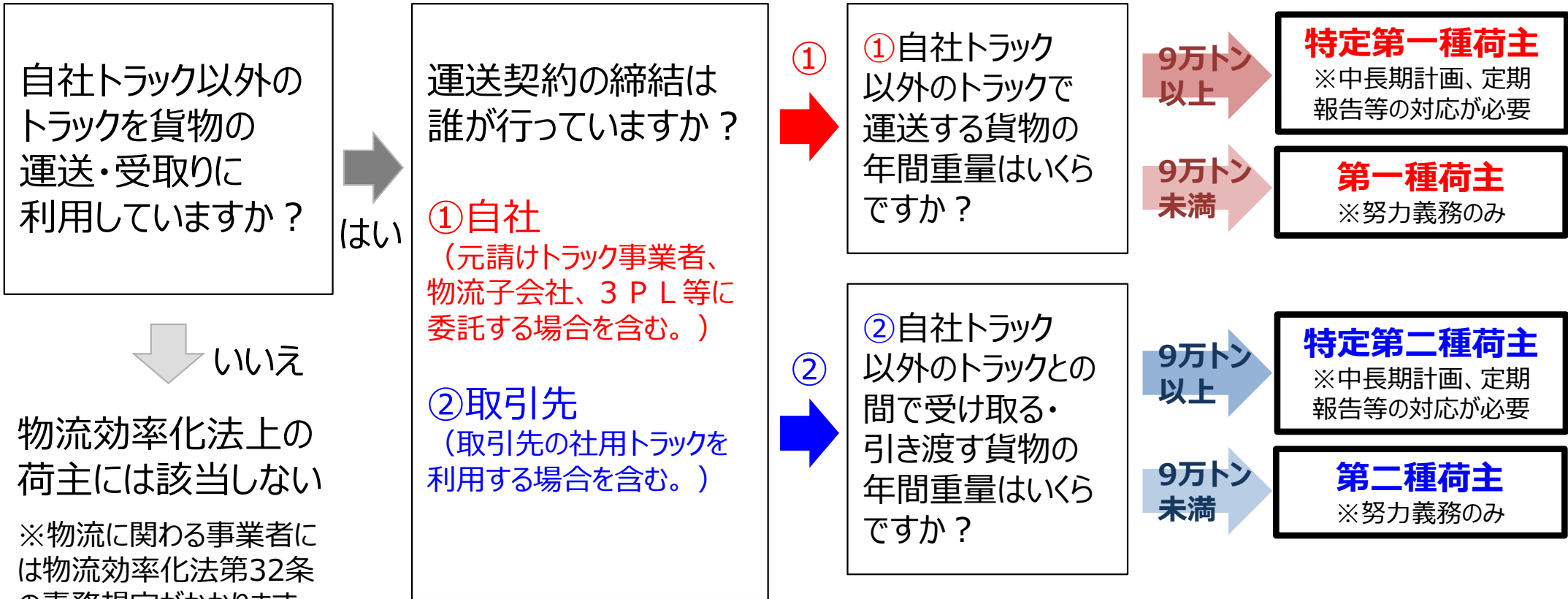


# 荷主の区分の考え方



※物流に関わる事業者には物流効率化法第32条の責務規定がかかります。

- 【留意事項】**
- 運送事業者との運送契約について、自社契約、取引先契約（自社の管理下で貨物の受渡しを行うものに限る。）の両方がある場合、第一種荷主、第二種荷主の両方に該当します。（フローチャートの①、②両方に該当します。）
  - 取扱貨物の重量は、受取り、引渡しで区別せず、自社契約分、取引先契約分のそれぞれで、受取り分と引渡し分の貨物重量を合算します。（例えば、年間受取貨物重量5万t、年間引渡貨物重量5万t、いずれも取引先契約の運送事業者とやり取りしている場合、第二種荷主としての取扱貨物重量10万tとなり、特定第二種荷主に該当します。）

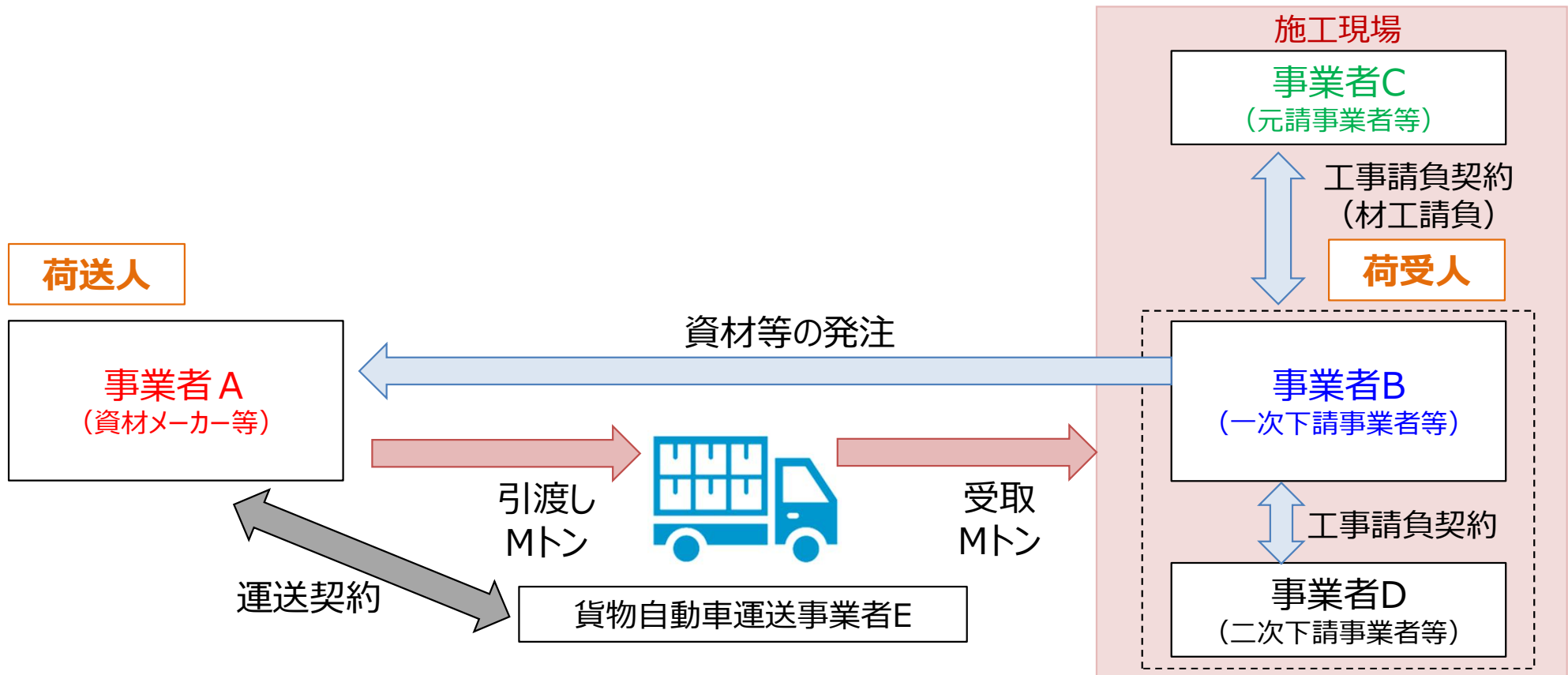
# 荷主等の定義・義務

種別	定義（第30条／第45条）	努力義務(※)	特定事業者の義務
貨物自動車運送事業者等	貨物自動車運送事業者等貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）及び同法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。	第34条 ・積載効率の向上等（輸送網の集約、配送の共同化等）	・中長期計画 ・定期報告
第一種荷主	自らの事業（ <u>貨物の運送の事業を除く。</u> ）に関して継続して <u>貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者</u> （第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。） <u>に貨物の運送を行わせることを内容とする契約</u> （貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。） <u>を締結する者</u> をいう。	第37条第1項～第3項 ・積載効率の向上等（リードタイムの確保等） ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮（パレットの利用等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
第二種荷主	次に掲げる者をいう。 イ 自らの事業（ <u>貨物の運送及び保管の事業を除く。</u> □及び第四十五条第五項において同じ。）に関して継続して <u>貨物</u> （自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。□及び第四十二条第四項において同じ。） <u>を運転者（他の者に雇用されている運転者に限る。以下この号において同じ。）から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者</u> □ 自らの事業に関して継続して <u>貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者</u>	第37条第4項・第5項 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等（第一種荷主への協力等） ・荷役時間の短縮（検品の効率化等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
貨物自動車関連事業者	次に掲げる者をいう。 イ 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下「倉庫業者」という。） □ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に掲げる事業を営む者であって、当該事業について運転者との間で貨物の受渡しを行うもの ハ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業を営む者のうち貨物の運送を行うものであって、当該航空運送事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者 ニ 鉄道事業法第二条第二項の第一種鉄道事業又は同条第三項の第二種鉄道事業を営む者のうち貨物の運送を行うものであって、当該第一種鉄道事業又は当該第二種鉄道事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者	第41条 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮（停留場所の拡張、荷役等に前後する貨物の搬出入の迅速化等）	・中長期計画 ・定期報告
連鎖化事業者	定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者であって、当該契約に基づき、当該契約の相手方（以下この条において「連鎖対象者」という。）と運転者との間の貨物の受渡しの日及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるもの	第45条 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等（第一種荷主への協力等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任

(※)荷役等時間の短縮の対象は、荷主自身が管理する施設及び寄託先の施設におけるもの。荷待ち時間の短縮の対象は、くわえてその周辺の場所におけるもの。

## 3-2. 材工請負

- 施工現場において使用する資材等について、**下請（材工請負）事業者が発注し、資材メーカー等が**運送契約を締結して施工現場に配送、**下請事業者が受け取る場合は、資材メーカー等が第一種荷主、資材等が発注した下請事業者が第二種荷主に**該当する。



第一種荷主：事業体A  
【Mトン】

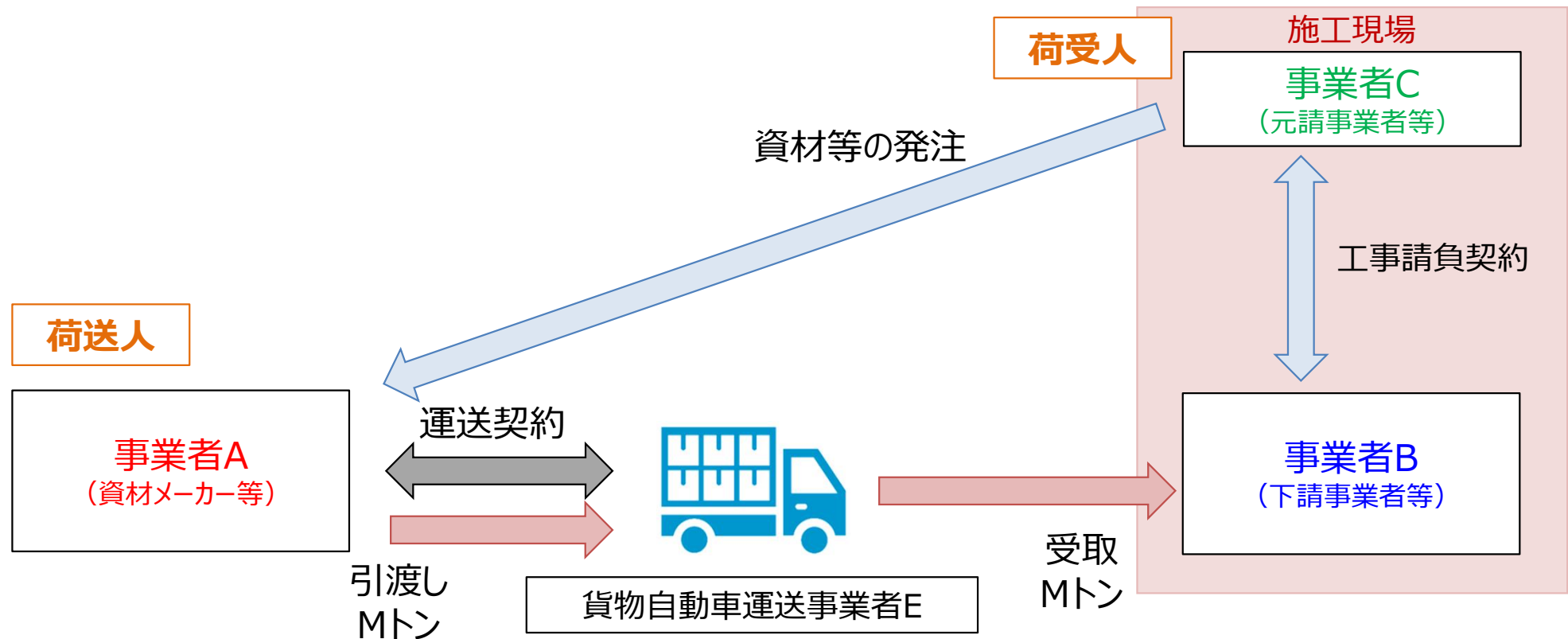
\* 運送契約を結んだ者がAであるため

第二種荷主：事業体B  
【Mトン】

\* 他社の運転手から受け取っているため

### 3-3. 元請事業者が資材等を発注している場合

- 施工現場において使用する資材等について、**元請事業者が発注し、資材メーカー等が**運送契約を締結して施工現場に配送、**下請事業者が受け取る**場合は、**資材メーカー等が第一種荷主、元請事業者が第二種荷主**に該当する。



第一種荷主：事業者A  
【Mトン】

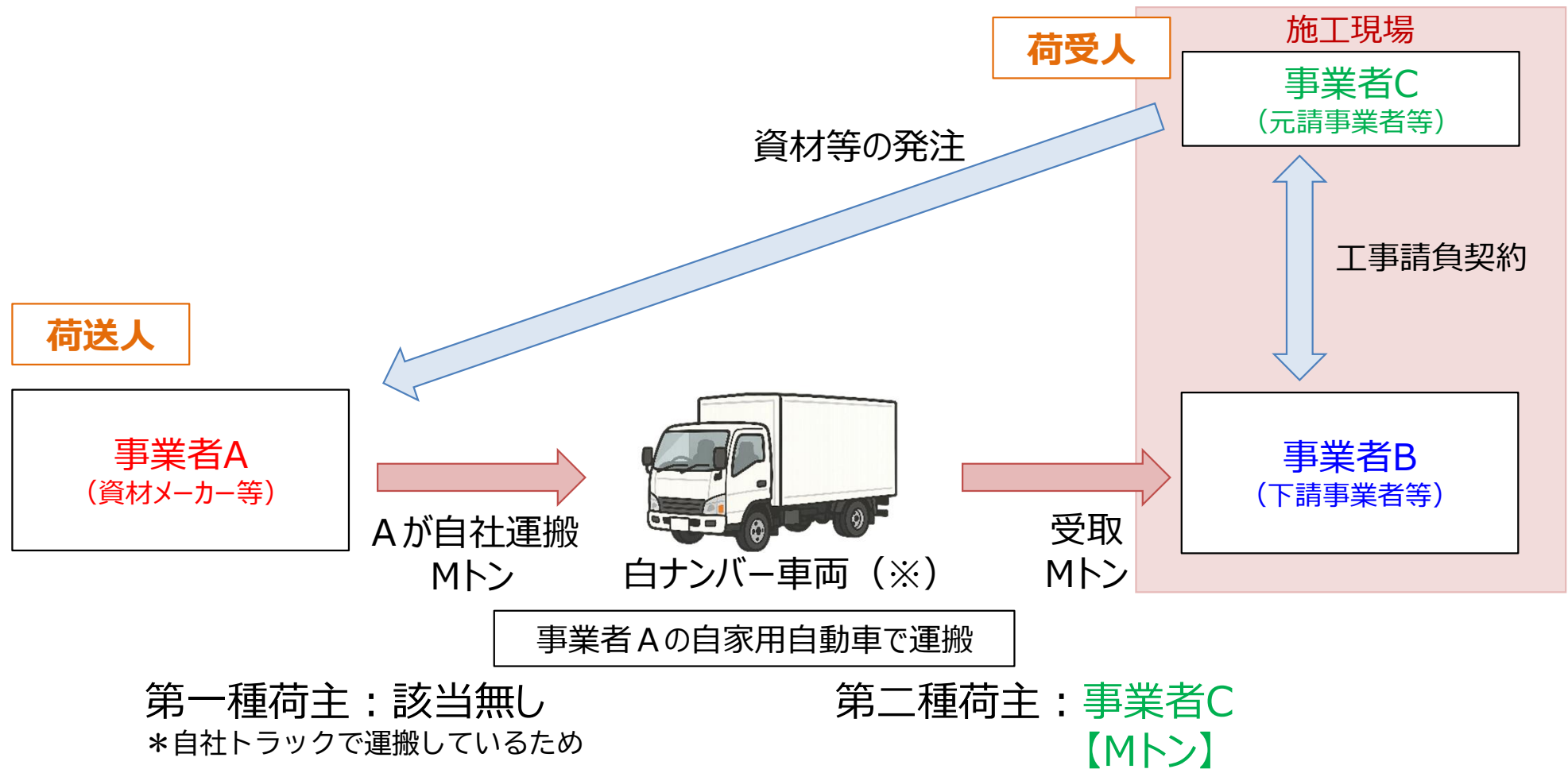
\* 運送契約を結んだ者がAであるため

第二種荷主：事業者C  
【Mトン】

※ 事業者Cは、事業者Bに「運転者から受け取らせる者」であるので、第二種荷主に該当する。

### 3-11. 元請事業者が資材等を発注している場合 (資材メーカーが自社自動車で現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**元請事業者が発注し、資材メーカー等が自家用自動車**で施工現場に運送、**下請事業者が受け取る**場合は、**第一種荷主は該当なし、元請事業者が第二種荷主に該当する。**

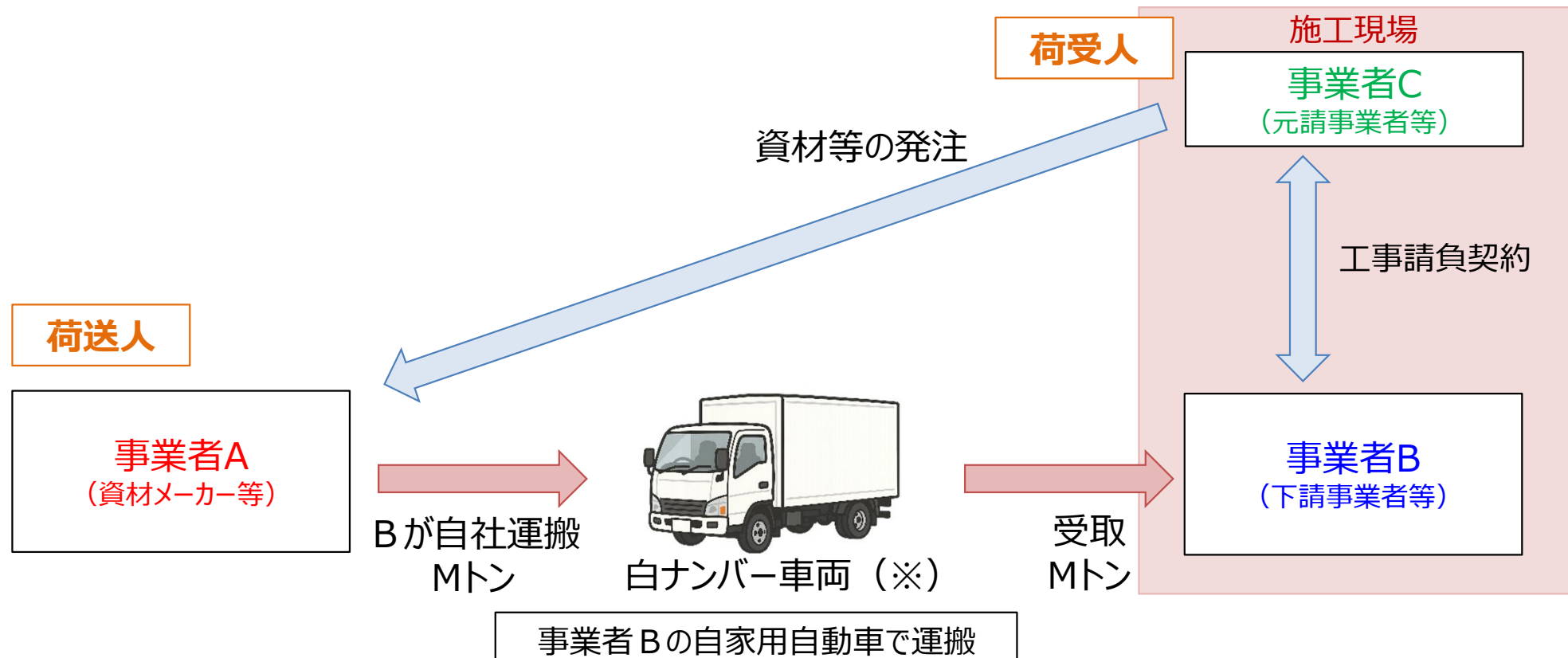


※事業者Aが自社の所有する貨物を運送する場合や、自己の生業（製造業等）と密接不可分であり、運送の対価としての有償性がないと認められる場合については、貨物自動車運送事業の許可は不要となります。

\* 事業者Cは、事業者Bに「運転者から受け取らせる者」であるので、第二種荷主に該当する。

## 3-12. 元請事業者が資材等を発注している場合 (下請事業者等が自社自動車で現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**元請事業者が発注し、下請事業者が自家用自動車**で**資材メーカー等**から受け取って**施工現場に運送する**場合は、**第一種荷主は該当なし、資材メーカー等が第二種荷主に該当する。**



第一種荷主：該当無し  
\*自社トラックで運搬しているため

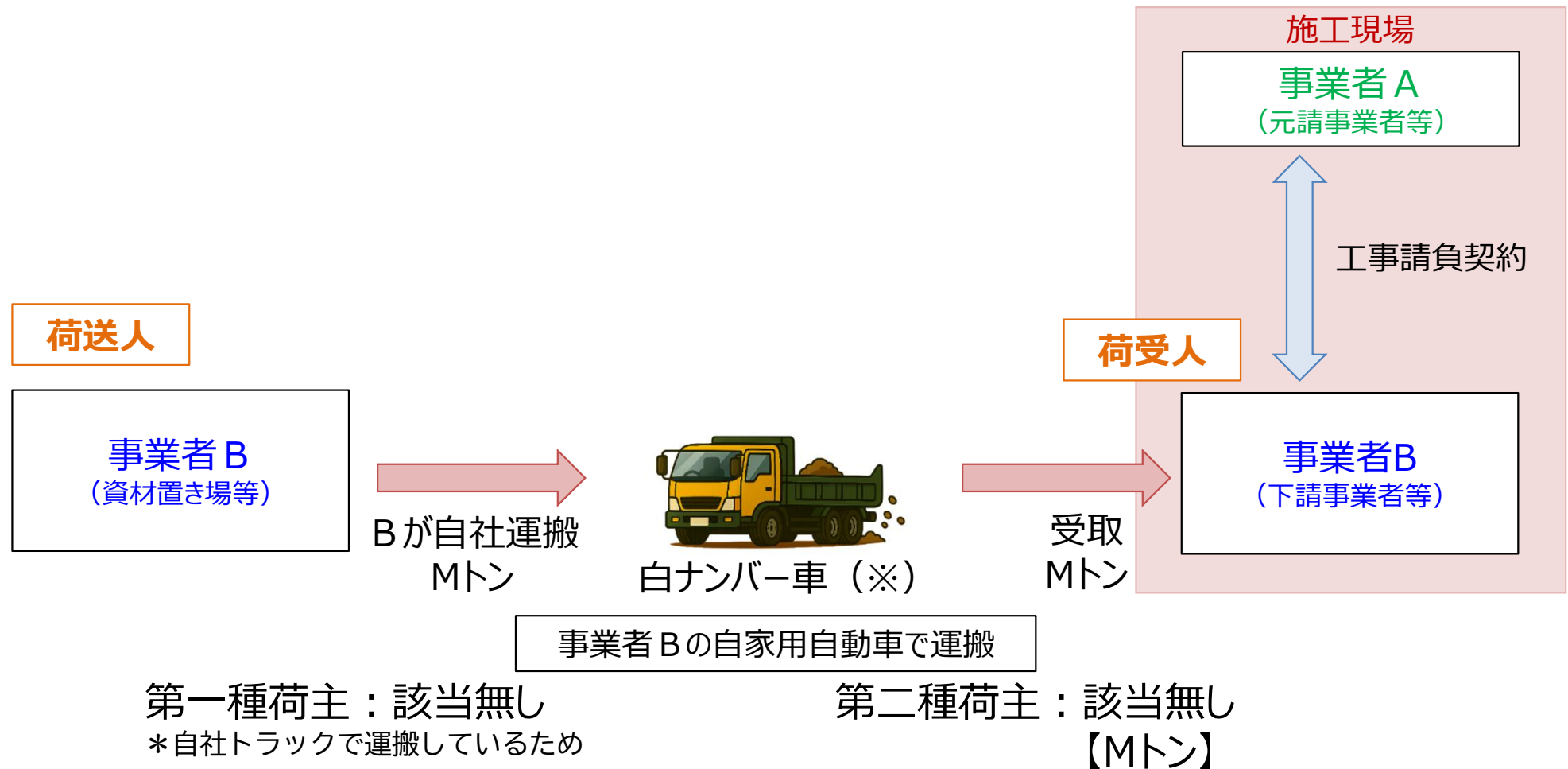
第二種荷主：事業者A  
【Mトン】

※事業者Aが自社の所有する貨物を運送する場合や、自己の生業（製造業等）と密接不可分であり、運送の対価としての有償性がないと認められる場合については、貨物自動車運送事業の許可は不要となります。

\*事業者Aは、事業者Bの「運転者に引き渡す者」であるので、第二種荷主に該当する。

### 3-13. 下請事業者が資材等を移動させる場合 (下請事業者等が自社自動車で現場に運搬)

- 施工現場において使用する資材等について、**下請事業者が自家用自動車で自社の資材置き場等から施工現場に運送する場合は、第一種荷主、第二種荷主に該当する者はいない。**

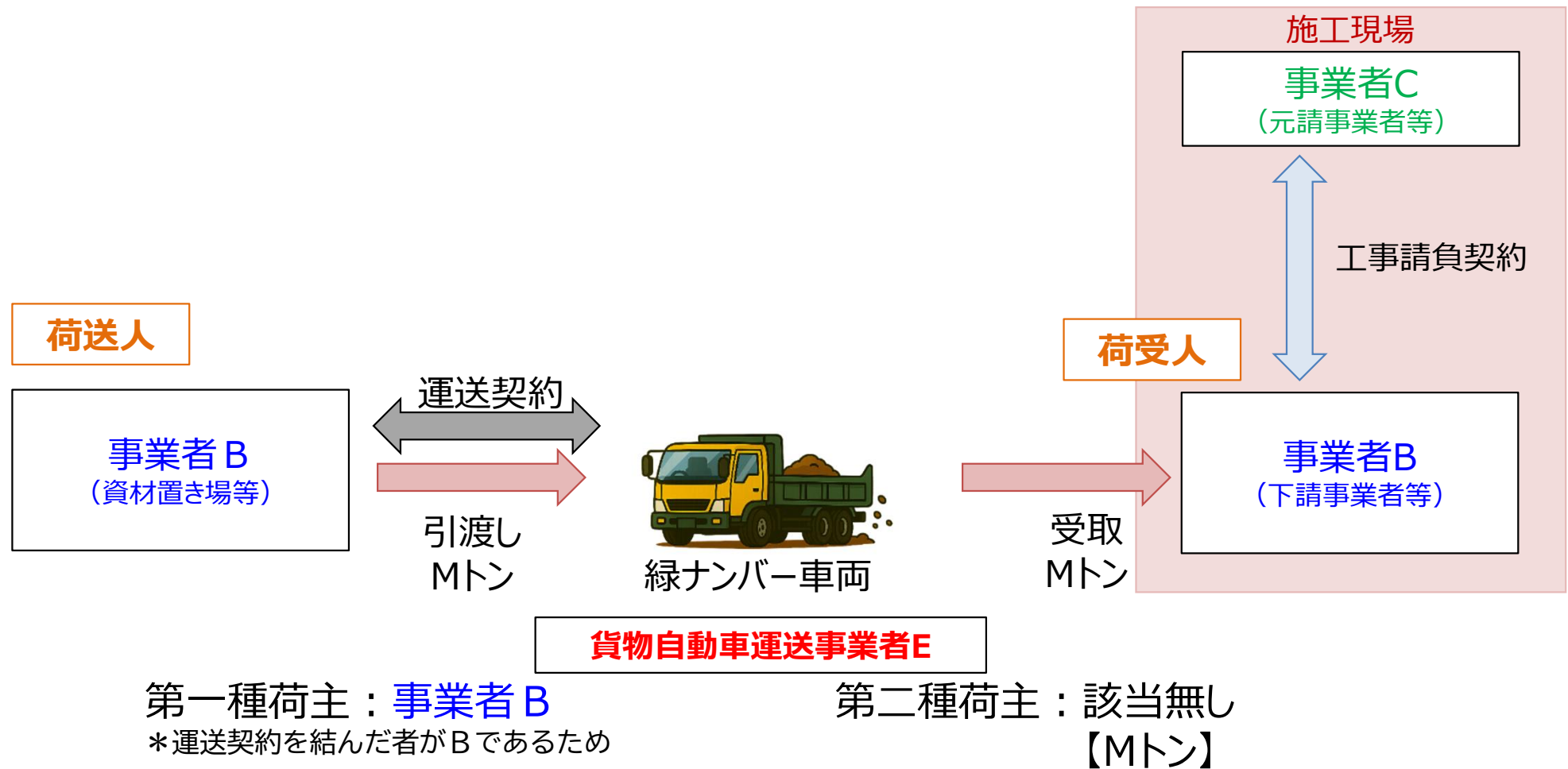


※事業者Aが自社の所有する貨物を運送する場合や、自己の生業（製造業等）と密接不可分であり、運送の対価としての有償性がないと認められる場合については、貨物自動車運送事業の許可は不要となります。

\* 事業者 B が自社のトラックで運搬し、自社で受け取っているため、第二種荷主も該当なし。

### 3-14. 下請事業者が資材等を移動させる場合 (下請事業者等が運送契約して現場に運搬)

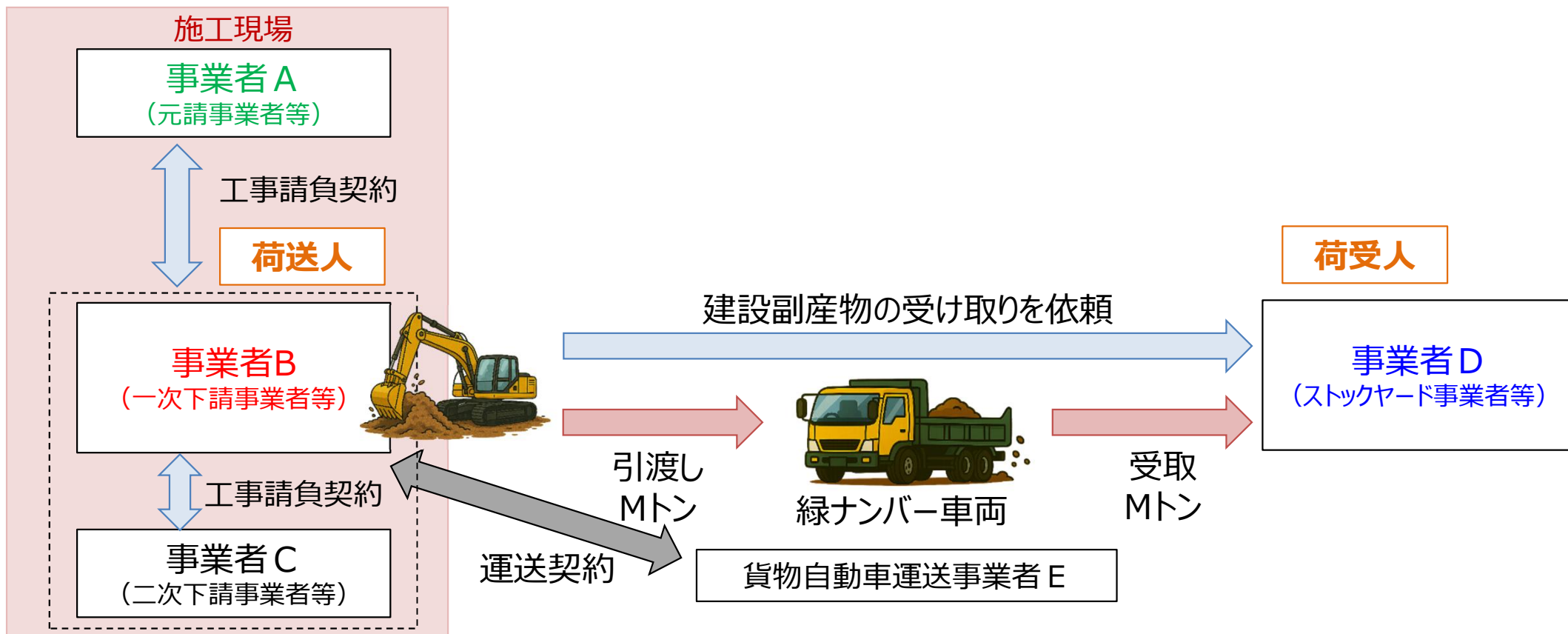
- 施工現場において使用する資材等について、**下請事業者が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して施工現場に運送する場合は社内物流の構図となるので、第一種荷主は下請事業者。第二種荷主は該当なし。**



\* 事業者Bが他社トラックと運送契約し、自社施設で受け取っているため、第二種荷主は該当なし。(社内物流)

### 3-21. 建設工事の中での発生材の運送 (貨物自動車運送事業者に依頼)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂など）の運搬について、**建設工事請負事業者が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結してストックヤードなどに配送する場合は、建設工事請負事業者が第一種荷主、ストックヤード事業者が第二種荷主に該当する。**



第一種荷主：事業者B  
【Mトン】

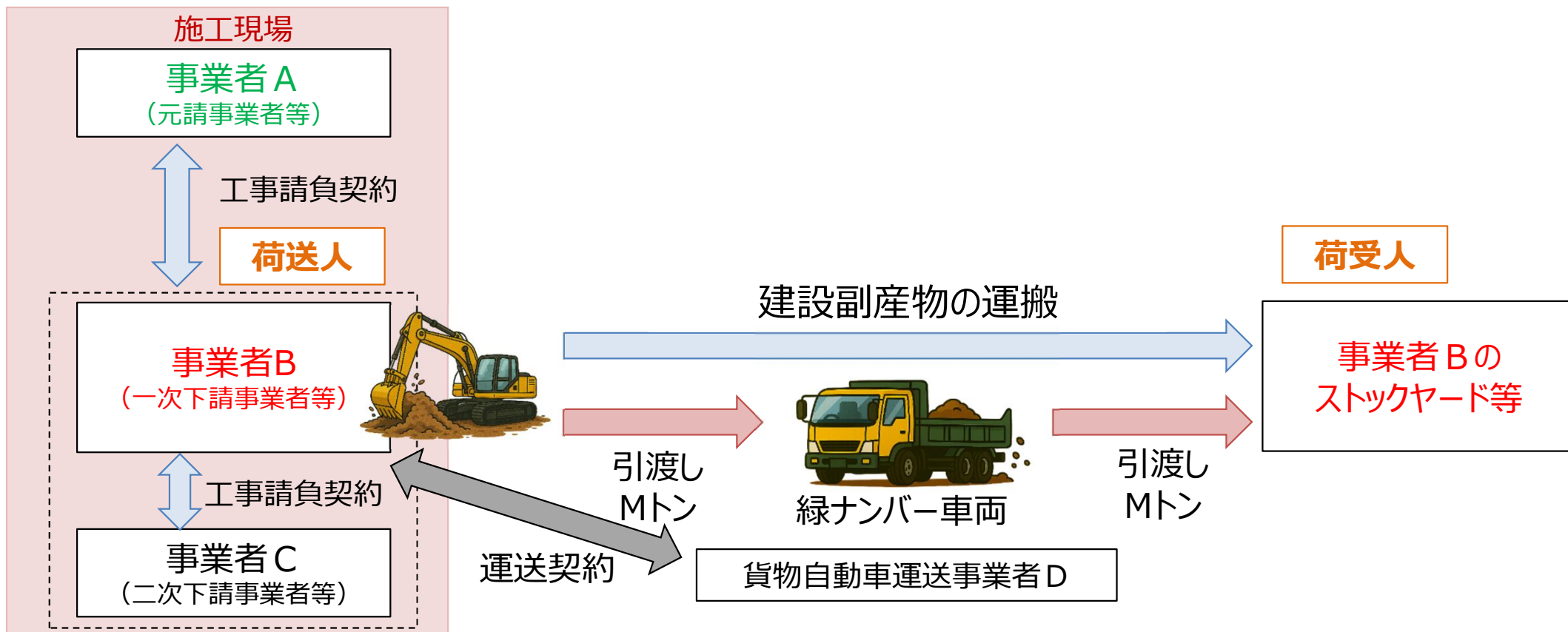
\*運送契約を結んだ者がBであるため

第二種荷主：事業者D  
【Mトン】

\*他社の運転手から受け取っているため

## 3-22. 建設工事の中での発生材の運送 (一次下請事業者が貨物自動車運送事業者に依頼)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂など）の運搬について、**一次下請事業者が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して、一次下請事業者のストックヤード等に運送する場合は、一次下請事業者が第一種荷主に該当し、第二種荷主は該当無し。**



第一種荷主：事業者B  
【Mトン】

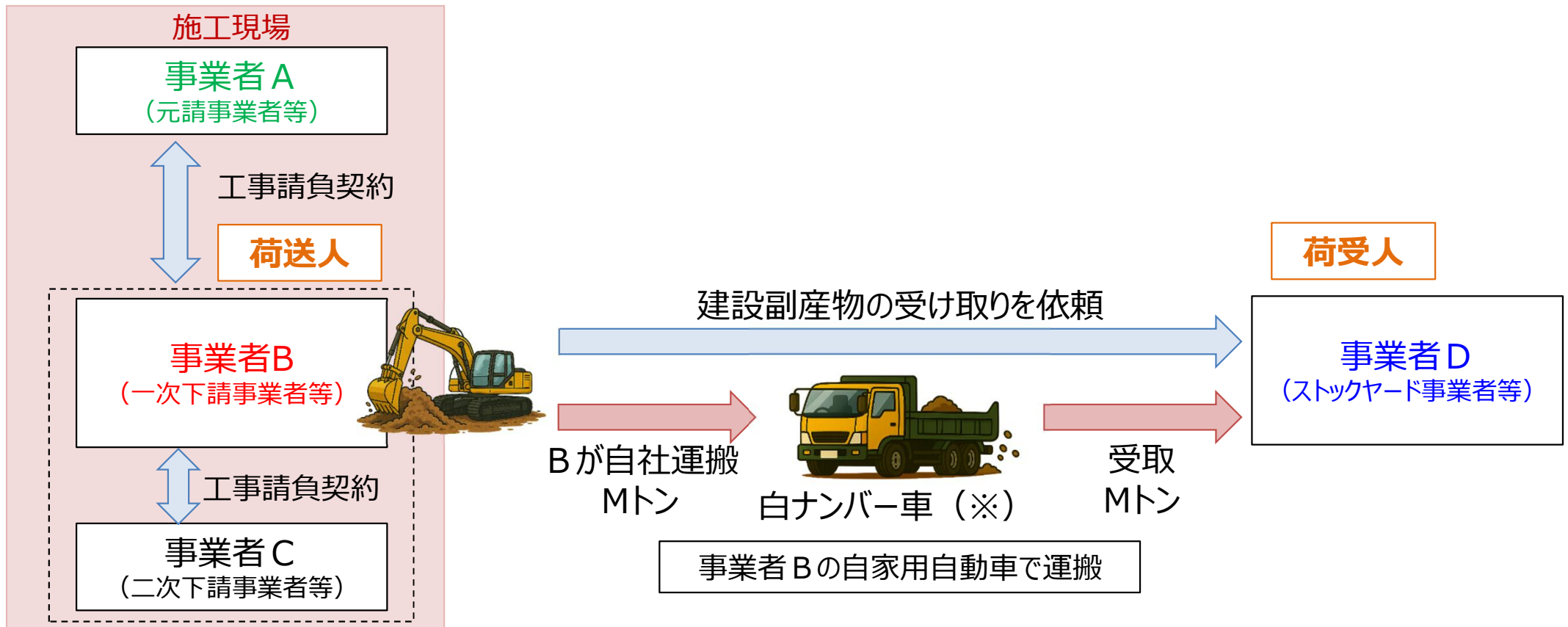
\*運送契約を結んだ者がBであるため

第二種荷主：該当無し

\*荷送人荷受人が運送契約を締結する者と同事業者であるため（社内物流）

### 3-23. 建設工事の中での発生材の運送 (工事請負契約に付随して自社自動車で運送)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂など）の運搬について、**建設工事請負事業者が請負工事に付随して請負人の自家用自動車**でストックヤードなどに運送する場合は、**第一種荷主は該当無し、ストックヤード事業者が第二種荷主に該当する。**



第一種荷主：該当無し  
\*自社トラックで運搬しているため

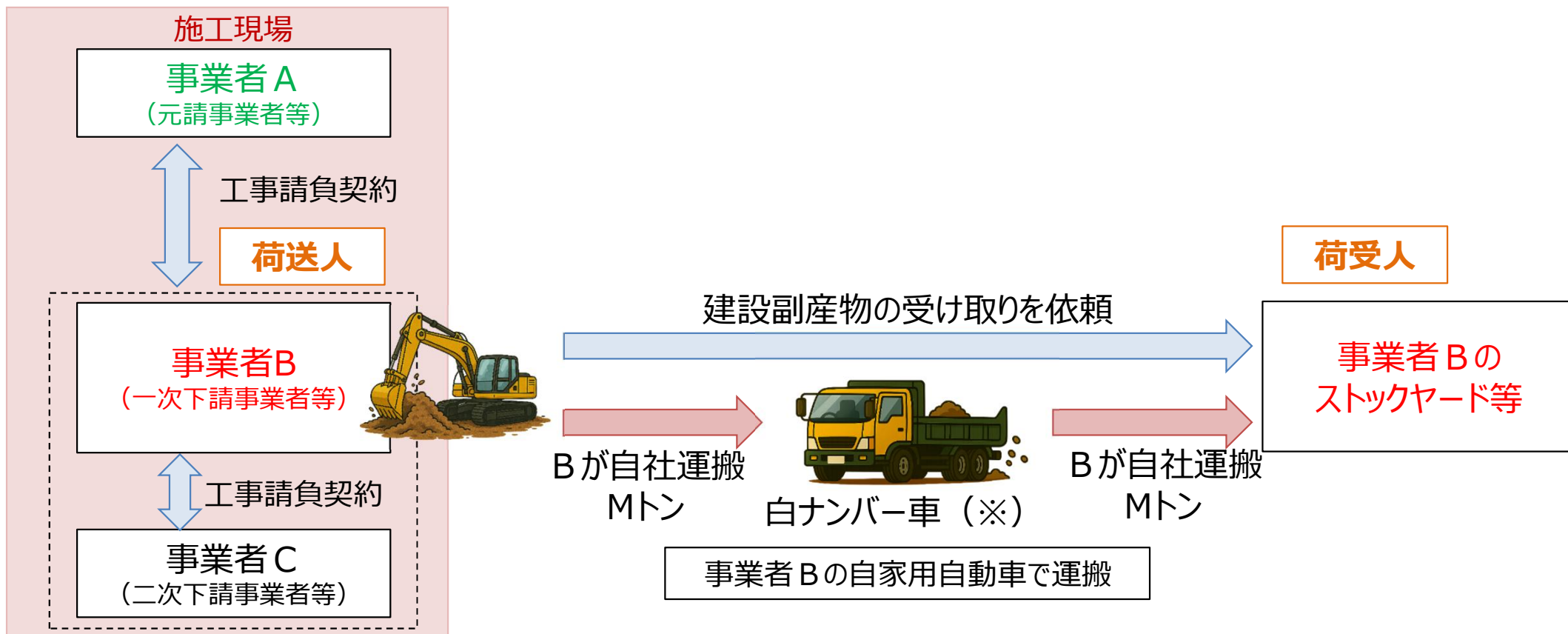
第二種荷主：事業者D  
【Mトン】

※事業者Aが自社の所有する貨物を運送する場合や、自己の生業（製造業等）と密接不可分であり、運送の対価としての有償性がないと認められる場合については、貨物自動車運送事業の許可は不要となります。

\*他社の運転手から受け取っているため

## 3-24. 建設工事の中での発生材の運送 (工事請負契約に付随して自社自動車で自社施設へ運送)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂など）の運搬について、**建設工事請負事業者**が請負工事に付随して請負人の自家用自動車で、請負人が運営するストックヤードなどに運送する場合は、**第一種荷主、第二種荷主ともに該当無し。**



第一種荷主：該当無し

\*自社トラックで運搬しているため

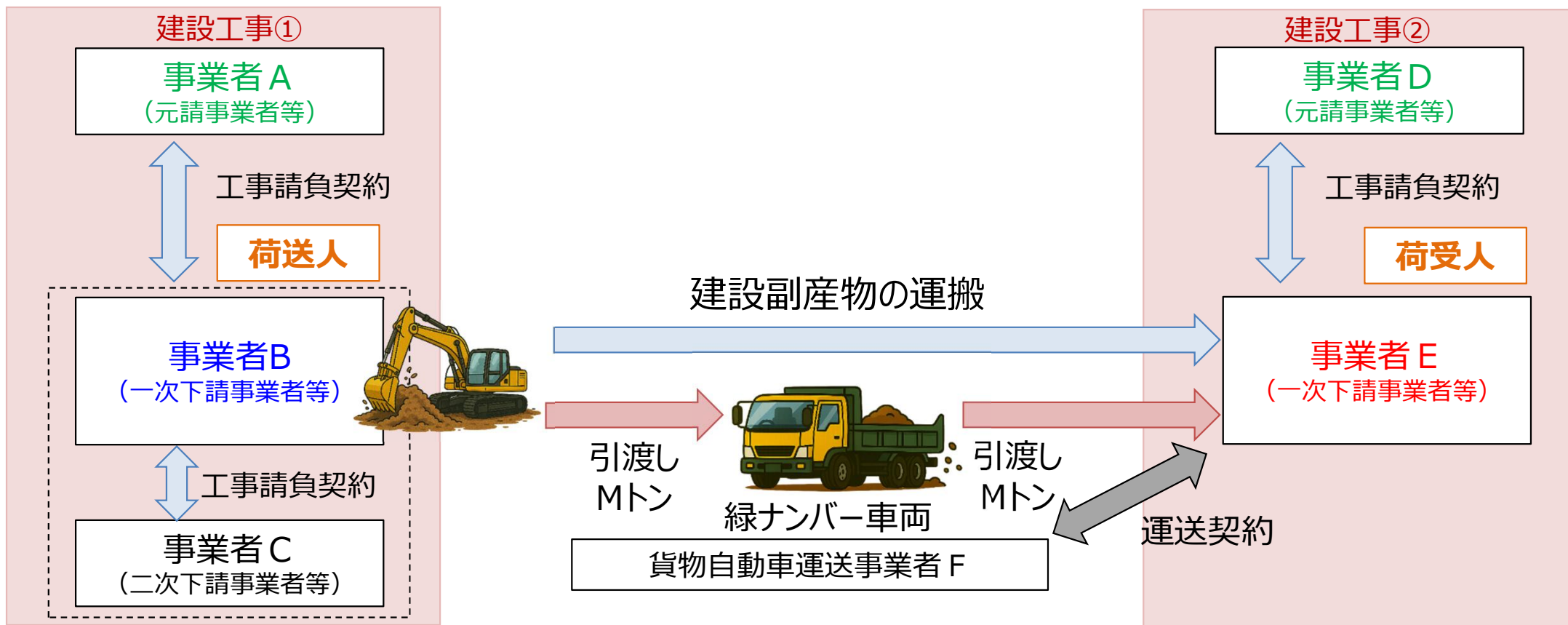
第二種荷主：該当無し

\*自社の運転手から受け取っているため

※事業者Aが自社の所有する貨物を運送する場合や、自己の生業（製造業等）と密接不可分であり、運送の対価としての有償性がないと認められる場合については、貨物自動車運送事業の許可は不要となります。

### 3-25. 建設工事の中での発生材の運送 (一次下請事業者が貨物自動車運送事業者に依頼)

- 建設工事にて発生した副産物（土砂）の運搬について、別の建設工事に転用するため、別の建設工事の**一次下請事業者（E）**が貨物自動車運送事業者と運送契約を締結して、別の建設工事の**施工現場に運送する場合は、別の建設工事の一次下請事業者（E）が第一種荷主に該当し、第二種荷主は転用元の一次下請事業者（B）が該当する。**



第一種荷主：事業者 E  
【Mトン】

\* 運送契約を結んだ者が E であるため

第二種荷主：事業者 B  
【Mトン】

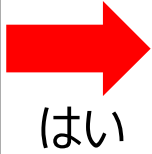
\* 「引取物流」において、着荷主側が運送契約を締結する場合、発荷主側が第二種荷主となるため

# 4-6. 廃棄物運搬における荷主の考え方とポイント

## 【廃棄物の運搬における市町村 及び 排出事業者の荷主への当てはめ方】

・自社トラック以外のトラックを廃棄物の運搬に利用していますか？  
(例：収集運搬業者に収集等を委託する排出事業者等)

・自社トラック以外のトラックから廃棄物を受け取っていますか？  
(例：収集運搬業者から廃棄物を受け取る中間処理業者等)

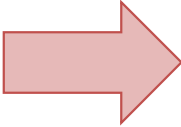


<引渡し>  
 ①廃棄物の収集等について、貨物自動車運送事業の許可を有している廃棄物収集運搬業者に委託している。

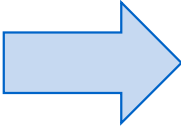
<引渡し>  
 ②廃棄物の収集等について、上記以外の、廃棄物収集運搬業者に委託している。

①か②が分からない。

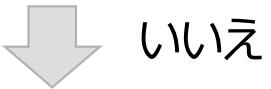
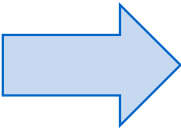
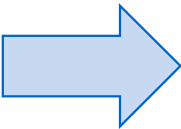
<受取り>  
 自社トラック以外のトラックから廃棄物を受け取っている。



**第一種荷主**



**第二種荷主**



物流効率化法上の荷主には該当しない

### 【考え方のポイント】

・一般廃棄物及び産業廃棄物の収集等を受託する事業者が、①貨物自動車運送事業の許可を有している場合、当該事業者が貨物自動車運送事業法の運送委託をしている排出者（荷主）は第一種荷主として、②貨物自動車運送業の許可を有しているか不明又は有していない場合、当該事業者が廃掃法上の収集等を委託している排出者（荷主）は第二種荷主として、荷待ち時間等の短縮や積載効率の向上等の取組に努めてください。**※なお、フロー図においては廃棄物処理法の遵守を前提としています。**

### 【荷主に該当しないケース】

- ・住民は物流効率化法上の荷主に該当しない。
- ・住民がトラックにてごみ処理施設に自ら排出した一般廃棄物を輸送した場合、住民は物流効率化法上の運転手に該当しないため、ごみ処理施設は荷主に該当しない。
- ・市町村自身がいわゆる家庭系一般廃棄物の運搬を実施し、自身のごみ処理施設に運搬する場合、市町村は荷主に該当しない。